

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）

新旧対照表

新	旧
確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知） （略） （別添）確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン 目 次 1・2 （略） 3 事業主及び基金の理事 （1）～（4） （略） （5）運用の委託 ①・② （略） ③ 運用実績の評価と見直し ④ （略） （6）～（8） （略） （9）<u>専門性の確保・向上</u> （10）～（12） （略） 4・5 （略） 6 その他 （1）～（5） （略） <u>（6）アセットオーナー・プリンシプル</u>	確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知） （略） （別添）確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン 目 次 1・2 （略） 3 事業主及び基金の理事 （1）～（4） （略） （5）運用の委託 ①・② （略） ③ 運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等 ④ （略） （6）～（8） （略） （9）<u>自己研鑽</u> （10）～（12） （略） 4・5 （略） 6 その他 （1）～（5） （略） <u>（新設）</u>

1・2 (略) 3 事業主及び基金の理事 (1) 一般的な義務 ① 法令上の義務 (略) (忠実義務) (略) ○ 理事は、管理運用業務について、法令、法令に基づいて行う厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない(法第 70 条参照)。 <u>(注) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律において規定される誠実公正義務(第 2 条)は、企業年金については、上記の善管注意義務・忠実義務に基づく対応を行うことにより履行される義務である。</u> ② (略) (2) ～ (3) (略) (4) 運用の基本方針 (略) (内容) (略) ○ 事業主(受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。)及び基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めなければならない。<u>また、政策的資産構成割合の決定に関し、事業主及び基金に使用され、その事務に従事する者として、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。</u>なお、受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努め<u>なければならない</u>(規則第 84 条参照)。	1・2 (略) 3 事業主及び基金の理事 (1) 一般的な義務 ① 法令上の義務 (略) (忠実義務) (略) ○ 理事は、管理運用業務について、法令、法令に基づいて行う厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない(法第 70 条参照)。 ② (略) (2) ～ (3) (略) (4) 運用の基本方針 (略) (内容) (略) ○ 事業主(受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。)及び基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めなければならない。なお、受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努め<u>ること</u>(規則第 84 条参照)。
--	---

(略) (策定の手続) (略) ○ <u>運用の基本方針を作成・変更する際は、加入者の意見を聴かなければならない。(令第 45 条・規則第 84 条の 2 参照)。</u> (略) (5) 運用の委託 ① (略) ② 運用受託機関の管理 (略) (報告の請求) (略) ○ <u>運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい。また、当該活動について、複数の企業年金が協働してモニタリングする取組に参画すること考えられる。</u> (略) ③ <u>運用実績の評価と見直し</u> (運用評価と見直し) ○ <u>総幹事会社を含む運用受託機関の運用実績については、定期的に評価することが望ましい。また、当該評価を踏まえて必要な場合には、理事会等基金内部での意思決定手続や、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って、運用受託機関の見直し（掛金の払込割合の変更や信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管）を行うことが望ましい。</u>	(略) (策定の手続) (略) (新設) (略) (5) 運用の委託 ① (略) ② 運用受託機関の管理 (略) (報告の請求) (略) ○ <u>運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい。</u> (略) ③ <u>運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等</u> (新設)
---	--

(略) ④ (略) (6) ~ (8) (略) (9) <u>専門性の確保・向上</u> ○ <u>事業主等は、管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材（例えば、年金資産運用に関する実務経験を概ね3年以上有している人材、関連する資格や企業年金連合会等が実施する研修受講歴を有している人材等）を計画的に登用・配置・育成することが望ましい。</u> ○ <u>年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解、資産運用環境の把握及び専門性の向上（例えば、研修の受講）に努めなければならない。</u> (10) ~ (12) (略) 4・5 (略) 6 その他 (1)・(2) (略) (3) 加入者等への業務概況の周知 (加入者への周知) (略) ○ また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準等について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。 ○ <u>加えて、加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項や他の関連事項（例えば、専門人材の活用に係る取組状況）を、ホームページ等で一般的に閲覧できる状況にすることも考えられる。</u> (略)	(略) ④ (略) (6) ~ (8) (略) (9) <u>自己研鑽</u> <u>(新設)</u> ○ <u>年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。</u> (10) ~ (12) (略) 4・5 (略) 6 その他 (1)・(2) (略) (3) 加入者等への業務概況の周知 (加入者への周知) (略) ○ また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準等について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。 <u>(新設)</u> (略)
---	---

(4)・(5) (略) (6) <u>アセットオーナー・プリンシプル</u> ○ <u>事業主等が、加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダー(加入者等を含む。以下同じ。)あるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていく観点から、企業年金を含むアセットオーナーに求められる共通の原則を定めるアセットオーナー・プリンシプル(内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 2024 年 8 月 28 日)の受入れを検討することが望ましい。</u> ○ <u>なお、当該プリンシプルは法令と異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。当該プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されている(原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている。)</u> ○ <u>また、当該プリンシプルに基づくアセットオーナーの活動については、運用状況についての情報提供を通じたステークホルダーとの対話も踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、必要に応じて見直しが図られていくことが期待されている。</u>	(4)・(5) (略) <u>(新設)</u>
---	---------------------------------------